

平成27年4月

47都道府県  
防災担当部署 御中

東京都千代田区永田町2-17-14  
全国石油商業組合連合会  
会長 関 正夫

「平成27年度 石油製品貯槽設備利用促進事業」  
(石油製品貯槽タンク設置補助事業)のご案内について

—— 補助対象となる油種容量について下限が緩和されました ——

拝啓 時下ますますご清祥のこととお慶び申し上げます

わたくしどもは、ガソリンスタンドの事業者団体（略称：全石連）でございます。

この度、資源エネルギー庁の公募により採択され、標記補助事業を行うことになりましたので、補助事業に関係すると思われる47都道府県庁の防災関係部署へ事業の内容につきましてご案内させていただいております。

当該補助事業は、災害等により電力・ガスの供給が途絶した際にも、医療・福祉施設や避難所等の機能を維持することを目的に、「石油製品貯蔵タンク」及び「設置するタンクの燃料により稼動する発電機」の設置費用を補助する事業でございます。今年度は、対象となる容量の下限が緩和され、揮発油90L、軽油450L、灯油450L、重油900L以上であれば申請が可能になりました。これによりオイルタンクも対象となります。

つきましては、本事業に関しまして関連機関等にご周知いただき、是非ご活用下さいますよう、お願いいたします。

補助対象設備や補助額等の詳細は、別添にてご説明しておりますのでご参照ください。

予算は受付順にて交付決定し、予算消化次第、本事業を終了いたしますので、お早めにご検討下さいますようお願いいたします。

なお、本会は、阪神大震災以降、災害時における石油製品の安定供給機能を維持するためにガソリンスタンドに非常用発電機等を設置する補助事業、さらに東日本大震災では石油製品の供給に支障が生じたことを受け、在庫量を強化した中核ガソリンスタンド等を全国に整備や石油製品の安定供給の為のSSの災害時訓練等の補助事業を行ってまいりましたことを申し添えさせていただきます。

敬具

1. 別添資料

事業概要文書、パンフレット

2. 相談窓口

47都道府県石油商業組合（連絡先は、手引きの最終ページに掲載）

全国石油商業組合連合会 業務グループ：安原 TEL：03-3593-5831 yasuhara@zensekiren.or.jp

3. その他

補助事業の手引き、および申請書類等は、下記アドレスからダウンロードできます。

全石連HP（石油広場）「国庫補助事業」<http://www09.zensekiren.or.jp/09kumiai/090106>

**石油製品貯槽設備利用促進事業について  
(病院・避難所等への石油製品貯槽タンク設置支援事業)  
(平成27年度 2億円)**

○対象数量の下限が緩和され、オイルタンクが対象になりました。

**1. 事業内容と目的**

災害等においても、医療施設や避難所等の機能を維持するために必要な石油製品を確保する目的で、貯槽タンク等の設置費用を補助する事業。

※病院や避難所等へ石油製品を配送する為の貯槽タンク設置事業ではありません。

**2. 対象者 (申請者)**

下記の施設に、石油製品の貯槽タンク等を設置しようとする施設の所有者。

- (1) 避難困難者が多数生じる病院、老人ホーム等
- (2) 公的避難所 (地方公共団体が災害時に避難場所として指定した施設)
- (3) 一時避難所となり得るような施設等

【(3)の事例】 地方自治体庁舎、オフィスビル、マンション、学校、幼稚園、保育園、工場、スーパー、コンビニ、ホテル、旅館等、公民館、神社仏閣等。但し、ガソリンスタンドやフリート等の燃料油を販売している施設等は除く。(※案件によっては、交付出来ない場合もあります。)

**3. 対象油種及び容量** (※変更前 → 変更後)

・設置するタンク内の「実質容量」の合計が次の数量以上、かつ少量危険物以上に該当するもの。

ガソリン	200L → 90L	灯油	1000L → 450L
軽油	1000L → 450L	重油	2000L → 900L

**4. 対象費用**

- (1) 石油製品の貯槽タンク等の購入設置に要する費用 (撤去費用、自家給油設備は対象外)。
- (2) 設置した (1) に貯蔵する石油製品によって稼働させる発電機設置に要する費用

**5. 補助率**

対象経費の1/2。ただし、中小企業者は2/3。

**6. 上限額 (税抜)**

1施設あたり、

- (1) 貯槽タンク設置のみの場合・・・1,000万円
  - (2) 貯槽タンク+発電機設置の場合・・・1,500万円
- 1事業者あたり・・・・・・・・・・2,500万円

**7. その他**

- (1) 申請窓口は、最寄の石油組合または全石連
- (2) 詳細は全石連HPにて告知

以上